

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
阪南市

2. 構造改革特別区域の名称
阪南市児童発達支援センター安心安全給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲
阪南市全域

4. 構造改革特別区域の特性

本市は大阪南部に位置し、大阪都心部から約45Km、和歌山市の中心部から10kmの距離にある。公共交通機関を利用すると大阪都心部から1時間以内、関西国際空港へは20分以内で到達できる。

市の東は泉南市に、西は岬町に、南は和泉山脈を境とし和歌山県と接し、北は大阪湾に面している。

市域は南北約6Km, 東西約8Kmで市域の面積は36.17平方キロメートル、人口約57,000人のまちである。

昭和55年に地域の療育事業を担うべく、「阪南町立簡易心身障害児通園事業」として開設しました。昭和56年にはあかね幼稚園分園跡に、また、平成18年にはあかね幼稚園跡に移転し、平成21年4月より指定管理によりヘレンケラー財団が障害児通園支援事業、放課後等デイサービス事業により保育・療育で子どもたちの育成支援を実施している。

本市は公立保育所・幼稚園で障がい児保育を実施しているが、近年発達支援の必要な児童の増加に伴い、早期療育を希望する保護者が年々増加してきている。

障がいがあっても地域で安心・安定した生活ができるように、個別療育の児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を実施してきた。

平成28年4月から1日の利用定員15名を20名に拡大し、施設の専門機能を発揮し地域の中核的な施設として児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」に移行することとした。

5. 構造改革特別区域計画の意義

平成28年4月より移行する「児童発達支援センター」においては、地域療育の拠点として、子どもたち一人ひとりの発達の特性に応じた集団および就学前の児童に対しての個別療育を展開し「育ち」の保障をするとともに、保護者の障がい受容や養育力を高めるための「相談支援」や「週1回の親子通園事業」などのペアレントトレーニングを実施していく。

また就学前の「育ち」をシームレスにつなぐための保育所・幼稚園・小学校・中学校の巡回指導(保育所等訪問事業)や、特別支援コーディネーターの研修や民間事業所の研修や実習受け入れを充実させるなど、今までの経験を生かした発達

支援を展開し、地域療育の拠点として事業展開する。

上記事業等を展開する児童発達支援センターへの移行のために、移行前に実施していた給食の外部搬入を自園調理に切り替えることは、職員配置や設備面で施設運営には多大なる負担となる。児童発達支援センターへの移行後も、特例による給食の外部搬入が可能となることで、給食供給面での運営の合理化並びに給食調理業務の効率化及び安定化が図られ、限られた人的資源等を子どもの成長・発達における療育水準の充実の維持や食育の推進などに充当することができ、障がい児福祉の全体的な向上につなげることができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

児童発達支援事業を利用する児童に対して、給食提供業務の実績のある民間事業所から外部搬入した給食を提供する。

これにより、地域で障害児支援施設の拠点として、児童発達支援センターに求められる「地域の中核としての役割」、「早期療育の充実」、「早期からの支援」を推進していく。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

受託事業者による給食搬入により、障がい児の年齢や発達特性等に応じた食事の提供やアレルギー、アトピーへの配慮、必要な栄養量の供給等障がい児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができ、子どもたちの食の安全を充実させることができる。

また、専門設備の充実した調理施設で調理された給食を供給することにより、衛生面や安全面を確保できる。

8. 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

阪南市立たんぼぼ園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成28年4月1日

4 特定事業の内容

平成28年4月1日から設置する特別区域内に阪南市立たんぼぼ園の給食について、給食調理を専門とする委託事業者から給食を搬入する。搬送は、衛生管理に配慮しながら委託事業者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

阪南市立たんぼぼ園における給食の外部搬入方式の実施にあたっては、構造改革特別区域における留意事項を厳守する。

(1) 環境整備

当該規制の特例措置の適用を受けようとする阪南市立たんぼぼ園の調理室の状況については、保存、配膳、冷蔵・冷凍、再加熱、離乳食、アレルギー除去食等、児童の個々の特性に合わせた対応を行うための必要な調理器具を有する。

【阪南市立たんぼぼ園の調理室の概要】

面積：81.52 平方メートル

調理器具：水切り付シンク、ガステーブル、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、電気炊飯器
ウォーマー（保温器）、作業台

【阪南市立たんぼぼ園において給食を提供する児童及び職員】

給食を提供する児童：利用児童 定員 20 名

職員：児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、看護師、相談支援専門員等
計 18 名

(2) 児童の特性に応じた対応

給食は昼食 1 回とし、児童の発達段階に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、児童の障害の特性によって、例えばご飯をお粥に切り替えるなど、可能な範囲で

個別の対応を行う。

調理場は搬入された給食の保存、冷蔵・冷凍、再加熱に加え、離乳食、アレルギー除去食等、児童の個々の特性に合わせる場とする。

また給食での必要な栄養素量の確保のみならず、アレルギーの状態や体調不良等に十分配慮し、除去食の提供等に適切に応じる。

さらに児童の食事の様子を観察し、その観察場面での気付き等を職員間で共有しながら必要に応じて保護者との面談を行うとともに、定期的にメニュー等について委託事業者との調整を行う。

児童に提供する前には、保育士等が検食を行い、異物混入、異味異臭等の異常がないか、色や形態等異変がないか等を確認し、その結果を検食日誌に記録する。

(3) 衛生管理

阪南市立たんぼぼ園において給食の外部搬入を行うにあたり、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」第4の2の規定をこの事業にも引用の上、遵守するとともに、調理業務従事者に対して、定期的に健康診断、検便、ぎょう虫検査、衛生面や技術面の教育訓練を実施する。

(4) 委託契約の締結

阪南市立たんぼぼ園の給食の外部搬入に係る委託契約の締結においては、構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日日障発第0331011号）の3の（3）の規定を盛り込むとともに、児童の障害の状況を考慮し、児童の主治医等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて、食材の選定、献立の作成、食事の加工について、衛生面・栄養面等、適切に調理業務を遂行することのできる委託事業者に指示し、連携を図りながら対応する。

(5) 食を通じた子どもの健全育成

食を通じた子どもの健全育成については、食育計画を作成し実施していく。現代社会において、子どもの食習慣に変化・変調が見られている昨今、乳幼児期からの発達段階に合わせた食の嗜好や食習慣の定着に寄与するものであり、食事は基本的な生活習慣の一つである。障害特性により食べ物へのこだわりがある子どもも食べるということを通して人との関係の基礎をつくり、欲しいという要求行動や意欲を育てる。その中で「ほめる」ということを常に心がけ、楽しい食事の時間を保育士等と共有することで人との関わりを育てる。認められる関係の中で、食事のマナーを身に付けそれを家庭での一般化につなげるための支援を行う。

通所支援計画の中に、それぞれの発達に応じた食育に関する事項を盛り込み推進して

いく。

また、定期的に同一法人に在籍する栄養士に相談、指導・研修を受ける体制を整え、食育計画等の充実を図っていく。